

花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 花咲スポーツ公園再整備事業の事業者を選定するに当たって、その契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、旭川市附属機関の設置等に関する条例（平成29年旭川市条例第11号）に基づき花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業方式の選定に関する事項
- (2) 事業者の募集要項等の検討に関する事項
- (3) 評価基準、審査方法に関する事項
- (4) 企画提案書等及びヒアリングの審査及び評価に関する事項
- (5) 優先交渉権者の特定に関する事項
- (6) その他選定委員会において必要と認めた事項

(組織)

第3条 選定委員会は、行政担当者及び外部の学識経験者等で市長が委嘱した者（以下「委員」という。）により組織するものとし、委員の定数は7名とする。

2 委員の任期は、事業者が決定される日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、選定委員会を代表し、選定委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員報酬)

第5条 会議及び選定委員会等に参加した委員のうち、市長が委嘱した者については、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）に定める報酬等を支給する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則非公開とする。

(回議)

第7条 選定委員会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集できないときは、半数以上の委員に回議して委員長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第8条 選定委員会において必要があるときは、選定委員会は、委員以外の者から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第9条 委員は、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定公募型プロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、直接間接を問わず、花咲スポーツ公園再整備事業事業者者選定公募型プロポーザルに参加してはならない。

3 委員は、提案者と利害関係がある場合は、審査に関与しないものとする。

※ 利害関係とは、選定委員本人が参加者（団体）の役員、従業員の地位にある場合及び参加者（団体）から報酬等を受けている場合などをいう。

(事務局)

第10条 選定委員会の事務局は、観光スポーツ部スポーツ施設整備課に置く。

2 市が委託したアドバイザー等は、選定委員会の事務局に参加させることができる。

3 アドバイザー等その他選定委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、旭川市が公表した情報については、その限りではない。

(守秘義務)

第11条 選定委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、旭川市が公表した情報については、その限りではない。

(審議内容の公表)

第12条 選定委員会は公表することが必要であると判断したときは、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、公表する事項及び時期等を自ら決定し、公表することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

2 第1回の選定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。